

○国東市公営企業及び外郭団体資金運用基金条例

平成27年3月27日

条例第1号

改正 平成27年9月24日条例第39号

(題名改称)

平成28年3月29日条例第6号

令和2年3月23日条例第19号

(設置)

第1条 国東市公営企業及び外郭団体(以下「公営企業等」とする。)から運用受託した資金を、会計管理者保管の基金と一括運用することにより、資金の安全性と効率性の実現を図るために国東市公営企業等資金運用基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金の内訳は、次のとおりとする。

- (1) 水道事業
- (2) 下水道事業
- (3) 工業用水道事業
- (4) 市民病院事業
- (5) 農業公社

(平27条例39・平28条例6・令2条例19・一部改正)

(定義)

第2条 外郭団体は、市設置の公社並びに市出資割合2分の1以上の公益社団法人及び公益財団法人とする。

(平27条例39・追加)

(積立)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(平27条例39・旧第2条繰下)

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(平27条例39・旧第3条繰下)

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、公営企業等会計に繰り出すものとする。

(平27条例39・旧第4条繰下・一部改正)

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及

び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平27条例39・旧第5条繰下)

(処分)

第7条 公営企業等が運用委託する資金額を減ずる場合に限り、基金の全部又は一部を処分し、公営企業等に返還する。

(平27条例39・旧第6条繰下・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平27条例39・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月24日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日条例第6号)抄

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日条例第19号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。